

議員名：笹 木 慶 之

1 風水害等対策の取組について

| | |
|----|--|
| 論点 | 改正災害対策基本法が令和 3 年 5 月 20 日に施行され、大雨時に市民がとるべき行動を示す 5 段階の警戒レベル 4 に位置づけられていた「避難指示」と「避難勧告」が「避難指示」に一本化されたが、これを受けての市の対応はどうか。 |
| 回答 | 国の調査によって多くの人々が「避難勧告で非難すべきであること」「避難勧告と避難指示の違いを理解していないこと」が明らかになった。これを受けてレベル 3 を「高齢者等避難」レベル 4 を「避難指示」に改正することで住民のより速い避難行動を促すことになった。市はホームページ、広報紙及び防災メールで周知を行った。 |

| | |
|----|---|
| 論点 | いきなり「避難指示」が発令されることにより、一か所の避難所に多くの人が避難するなど、新たな課題が発生しないか。 |
| 回答 | 避難の方法については必ずしも避難所に避難するのではなく、近くの強固な建物や自宅 2 階へ垂直避難するなど地域や家族の話し合いを含めて広く周知に努める。 |

| | |
|----|---|
| 論点 | 避難指示等の市民への伝達手段として、本年 3 月整備した J アラート、防災ラジオの活用をすべきではないか。 |
| 回答 | 非常に大切なことだと認識している。令和 2 年度末小中学校、幼稚園、保育所のスピーカー 31 か所に連動するシステムを終えた。既存の 4 か所を加え 35 か所で J アラートが機能するので、スムーズな情報伝達ができると思う。 |

| | |
|----|---|
| 論点 | 短時間で集中的な豪雨による被害をもたらすと言われている線状降水帯について、気象庁は今年の梅雨時期から発生したことを発表することとした。これを受けて市の対応はどのように考えているか。 |
| 回答 | 気象庁では、線状降水帯の予測精度向上に努めており、現在 課題はいろいろあるものの、非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って情報提供するとの情報を得 |

| | |
|--|--|
| | た。市としても当面現状通り気象情報の収集を行い市民の皆様へ正しい情報の提供に努める。 |
|--|--|

| | |
|----|--|
| 論点 | 今年予算の中で厚狭川、有帆川、大正川、桜川、前場川及び糸根川の県管理の二級河川6河川に定点カメラ、2か所に水位計を設置することになった。これらから市が収集した情報は市の対策本部に連絡され即座に初動態勢がとれるのか。 |
| 回答 | これまで災害が発生したところ、災害が起きそうなところに定点カメラ6か所、水位計2か所を設置する。このことにより河川の状況を市総務課のシステムで得ることができ、この情報を市のホームページを活用し市民の皆様が瞬時にみられるようにしようと計画している。本市でどのような危険が今後起きるおそれがあるのかを予報できる仕組みを構築し早目の避難ができる体制を確立しようと考えている。 |

| | |
|----|---|
| 論点 | 災害対応に関し、まず守るべきは職員だと思う。現地に不慣れな職員が現場で被災しないようにしなければ災害対応はできない。先の議会ですでに提案しているが、ライフジャケットの着用、ドローンでの状況確認、そして防災カメラ、水位計の設置と活用、さらにはJアラートの拡大設置、これで一応防災に強いまちとして誇れるのではないか。しかし問題は、これらの機能が実践で的確に生かされて評価されるものである。その対応は十分か。 |
| 回答 | 言われるとおり、まず防災に対する施設整備を一生懸命行う。また、計画的に図上訓練を行い、いざというときに遅れることなく、初動体制がとれるよう明確な指示をしながら適切な対応に努める。 |

| | |
|----|--|
| 論点 | 災害対応については、つるはし、スコップで対応するようになっているが、いきなり大きな災害が発生した時これでは間に合わない。以前にも言ったが一刻を争うような時、市長の命令一下で即動ける重機をもって対応できる隊を作るべきと思うが、その後の対応はどうなっているか。また、消防団員の資格を有効に使うべきではないか。 |
| | 救助活動を行う中で重量物の除去、木材の伐採等即時対応性の観点から |

| | |
|----|--|
| 回答 | <p>地域におられる消防団員がすぐ対応できる仕組みは作るべきと思う。また、消防団員の資格調査は、消防団員の所有資格、重機使用可能な資格等の調査は実施した。現在重機等の確保をどうするのか把握中である。今後、これらを踏まえて検討を進めていこうと考えている。</p> |
|----|--|

2 公共電波の確保について

| | |
|----|---|
| 論点 | <p>平成23年7月のデジタル放送への完全移行の中で、総務省の補助金制度によりテレビ共同受信施設を整備した組織及び受益者がおられる。年を重ね、施設の老朽化が進む中、小規模な組織においては施設の維持に不安が募っている。令和元年6月議会で「今後、県と協議しながら補助制度の創設など必要な対策を国に要望していく」と回答されたが、その後の状態はどうなっているのか。</p> |
| 回答 | <p>令和元年8月に総務省から地上デジタル放送の共同受信施設に係る現状調査があり本市においても受益所帯数減少により、共同受信施設の維持管理が困難なことや、老朽化した共同受信施設の修繕または更新費用が多額となり、住民の負担が困難になるおそれがあることについては報告したが、現在のところ国の新たな補助制度はない。このことについては、本市のみならず全国的な問題と認識している。今後は、市長会を通じて要望するなど、組織的に国に対し新たな補助制度の創設を要望していく。</p> |